

江田島市応援隊(名称：Forza!エタジマ)会員規約

令和2年9月16日

(名称)

第1条 本会は、「^フ^ォ^ル^ツ^ァ!エタジマ」と称する。

(目的)

第2条 本会は、江田島市の自然、観光、イベント、物産等の情報を広く発信することにより、江田島市ファンを増やし、会員相互の交流により、持続的な関係人口の増加を図り、江田島市の振興と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前2条に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員に対する本市の情報提供に関すること。
- (2) 会員に対する物品及びサービスの提供に関すること。
- (3) 会員相互の交流及び情報交換に関すること。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(事務局)

第4条 本会の事務局は、江田島市企画部企画振興課に置き、事務局長は、企画振興課長とする。

2 事務局には、規約、会員名簿、その他必要な帳簿及び書類を備える。

(会員)

第5条 会員は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 入会時に江田島市外に居住している者
- (2) 江田島市に関心を持ち、応援しようとする者
- (3) 本会の目的に賛同し、この規約を承諾し、入会手続を完了した者
- (4) 江田島市に興味を持ってもらえる方を増やすことに協力す

る者

(入会手続)

第6条 本会に入会を希望する者(以下「入会希望者」という。)は、株式会社LINEが提供するLINE公式アカウント「Forza!エタジマ」を友だち登録後、次の事項を記載して事務局へ提出するものとし、これにより入会申込みとする。

- (1) 住所
- (2) 氏名及び株式会社LINEの提供するLINE上でのアカウント名
- (3) 生年月日
- (4) 電話番号
- (5) メールアドレス

2 入会希望者は、入会の申込みに当たり、次の事項に同意するものとする。

- (1) 事務局が会員の住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報を名簿に登録すること。
- (2) 本会の運営上必要な場合に限り、事務局が前号の会員情報を利用すること。

3 入会希望者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入会を承諾しない。

- (1) 入会に当たり、虚偽の内容があった場合
- (2) 入会希望者が江田島市暴力団排除条例(平成23年江田島市条例第1号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等と密接な関係にある場合
- (3) 宗教団体への勧誘活動もしくは違法な販売活動を行う者である場合

4 事務局は、第1項の入会申込みを受理したときは、速やかに審査

を行い、入会を承諾する場合には、当該入会希望者に対して、入会承諾通知を送付するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 本会の入会金及び会費は、無料とする。

(禁止行為)

第8条 会員は、本会が提供するサービスの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 他の利用者、第三者若しくは本会の著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(2) 他の会員、第三者若しくは本会を誹謗中傷する行為又は本会の運営を妨げる行為

(3) 事実と反する情報若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為

(4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(5) 事務局の承諾なく本会の情報若しくは本会が発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為

(6) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(会員の変更届出等)

第9条 会員は、会員の個人情報その他入会申込みの記載内容に変更が生じた場合は、事務局へ速やかに届け出るものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が事務局に対して退会の意思を申し出たときは、当該会員は、会員資格を喪失する。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該会員の会員資格を取り消すことができる。

(1) 第8条各号に掲げる行為を行ったとき。

(2) 入会申込み虚偽の記載があったとき。

(3) 登録された住所、電話番号、メールアドレス等への事務局か

らの連絡に対し、応答を拒否したとき、又は既に使われていないなどの理由により連絡を取ることが不可能となったとき。

(4) 事務局が会員として不適當であると判断したとき。

(規約の変更)

第11条 本会の運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、事務局は、市ホームページへ掲載するなどの方法により、会員に対して変更内容を周知するものとする。

(損害賠償)

第12条 本会は、本会の運営に関して生じた会員の損害、会員同士又は会員と第三者との間で生じた問題、損害等の全てに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償義務も負わないものとする。

附 則

この規約は、令和2年9月16日から施行する。